山運整第251号の2 令和7年10月9日

管内自動車運送事業者 殿

東北運輸局山形運輸支局長 (公印省略)

鉄道車両との衝突事故防止の徹底について

標記について、東北運輸局自動車技術安全部長より別添のとおり通知がありました ので、輸送の安全確保に努めていただくようお願いします。

国自安第 96 号令和7年10月3日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

> 国土交通省 物流·自動車局 安全政策課長 (公印省略)

鉄道車両との衝突事故防止の徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したので、貴局においても、管内関係事業者に対し周知徹底を図られたい。

<u>別</u> 国自安第 96 号 令和7年10月3日

公益社団法人日本バス協会会長

- 一般社団法人公営交通事業協会会長
- 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長
- 一般社団法人全国個人タクシー協会会長
- 一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長
- 公益社団法人全日本トラック協会会長
- 一般社団法人全国霊柩自動車協会会長

► 殿 (単名各通)

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長 (公印省略)

鉄道車両との衝突事故防止の徹底について

令和7年10月1日(水)午後4時40分頃、岐阜県各務原市の踏切において、大型トラックが、踏切内に立ち往生したことにより、列車が当該トラックに衝突し、割れた窓ガラス片により列車の乗客が多数負傷する事故が発生しました。

さらに、同年9月には、長崎県長崎市他2件の路面電車との衝突事故が立て続けに発生 しています。(別紙参照)

鉄道車両との衝突は、自動車と鉄道の乗客の双方に多数の負傷者を生ずる恐れがあることから、今後、同種事故を防止するため、下記事項について、会員事業者に周知いただくとともに、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願いします。

記

- (1)事業者は、運行する経路の道路及び交通の状況について把握し、これらの状況 を踏まえ、安全な経路を設定するとともに、運転者に対し、安全運行のために留 意すべき事項を指導すること。
- (2) 運転者に対し、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し安全を確認することなど、道路交通法の規定を遵守するよう指導すること。
- (3) 運転者に対し、踏切内で運行不能となった場合は、非常ボタンを押して速やかに列車に対し適切な防護措置を取ることや、車を前進させて遮断棒を押し上げて脱出することなど、安全確保のために必要な行動を取ることについて指導すること。
- (4) 運転者に対し、右左折時には、軌道敷内の安全を十分に確認するよう指導すること。
- (5) 運転者に対し、車両は、左折し、右折し、横断し、若しくは転回するため軌道 敷を横切る場合又は危険防止のためやむを得ない場合を除き、軌道敷内を通行し てはならないこと、軌道敷内を通行する車両は、後方から路面電車が接近してき たときは、路面電車の正常な運行に支障を及ぼさないようにすみやかに軌道敷外 へ出ることなど、道路交通法の規定を遵守するよう指導すること。

最近発生した鉄道車両との衝突事故

発生日	曜日	時刻	事業の種類	負傷の程度、 負傷者数	当 時 の 状 況	備考
R7.9.12	金	17:54	乗合バス	軽傷6名	9月12日(金)午後5時54分頃、長崎県長崎市の国道において、回送中の乗合バスが道路中央部にある軌道 敷隣の車線において渋滞のため停止していたところ、当 該バスの車体後方が軌道敷内にはみ出していたことに より、後方から走行してきた路面電車が当該バス衝突し た。 事業者によると、現場は、幅員が狭くはみださないと通 行できないが、当時、左側車線は一般車両が停車して いたためはみだせず、当該バスは、右側の軌道敷内に はみだして停止していた。	路面電車
R7.9.15	月	20:30	乗合バス	重傷1名 軽傷1名	9月15日(月)午後8時30分頃、岡山県岡山市の県道において、乗合バスが乗客1名を乗せて運行中、交差点を右折しようとしたところ、対向から来た路面電車(乗客なし)と衝突した。乗合バスは、交差点に進入する直前まで路面電車と並走しており、事業者によると、交差点進入後、路面電車が過ぎ去った直後に右折を開始した際、対向の路面電車に気付かなかったとのこと。	路面電車
R7.9.16	火	17:25	法人タクシー	負傷者なし	9月16日(火)午後5時25分頃、長崎県長崎市の市道において、法人タクシーが空車で運行中、後方を確認せずに転回をしたため、同方向に進んでいた路面電車と衝突した。	路面電車
R7.10.1	水	16:40	トラック	調査中	10月1日(水)午後4時40分頃、岐阜県各務原市の踏切において、大型トラックが、踏切直前で一時停止をせず、左折により踏切へ進入した際、列車が近づいてきたため踏切が作動、運転者は後退して脱出しようとしたがうまくいかず、下りてきた遮断機が当該トラック前側に引っかかったため、車両から降りて踏切に設置してある非常停止ボタンを発報、その直後、トラックから見て左側より進行してきた列車の側面と当該トラック前面が接触した。 事業者によると、運行経路上の注意すべき箇所等安全運行のための指導が不十分であったとのこと。	踏切